

平成 22 年 5 月 28 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19610007

研究課題名（和文） 地域共同体における犯罪被害者と加害者の新たな関係秩序の形成の実証的研究

研究課題名（英文） An empirical research on constructing a new relationship between crime victims and offenders in the community.

研究代表者

西村 春夫（NISHIMURA HARUO）

東洋大学 人間科学総合研究所 客員研究員

研究者番号：60228228

研究成果の概要（和文）：本研究は(1) 修復的正義の応用変化型の一つである被害者インパクトパネルの考えに依拠して、施設側と、この教育プログラムに従事する犯罪被害者側とから得られた調査票回答データを用いて我が国の刑務所、少年院で実践されている「被害者視点を取り入れた教育」の現状と課題を分析し、(2)犯罪被害者を対象に調査票により自分の相手加害者に対する認知、自分と相手加害者との関係の将来展望を探究した。この教育は始めたばかりで固まっていないから、逆説的に言えばVIP型の教育方式の方向に成長・発展する余地を含んでいると解される。被害者と加害者とのあいだを建設的關係に変容するのは容易ではないが、回答パターンのなかにその可能性の萌芽が表れていると思われる。

研究成果の概要（英文）：By referring to the victim impact panel (VIP) which is one of varieties of restorative practices, this study aims 1) to make an analysis of “an educational program adopting the point of view of the crime victim” which is implemented at juvenile reformatories and prisons in Japan by using the responses to the questionnaires obtained from all the prisons and from the crime victims who attend this program and speak their mind and opinions, 2) to explore by using the questionnaires the victims’ perceptions of their offender and an image of what they want victim-offender relations to be like in the future. Paradoxically speaking, the current program may be considered to have the potential to grow into the rather genuine VIP because the program has been just initiated and not settled yet into a definite strategy. It is not an easy task for crime victims to transform the destructive relations with their offender into the whole relations, but an early sign of the transformation seems to be indicated in a pattern of their responses.

交付決定額

（金額単位：円）

|        | 直接経費      | 間接経費      | 合計        |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 2007年度 | 1,500,000 | 450,000   | 1,950,000 |
| 2008年度 | 1,500,000 | 450,000   | 1,950,000 |
| 2009年度 | 500,000   | 150,000   | 650,000   |
| 年度     |           |           |           |
| 総計     | 3,500,000 | 1,050,000 | 4,550,000 |

研究分野：社会秩序学

科研費の分科・細目：

キーワード：1 犯罪被害者と加害者との関係秩序、2 被害者インパクトパネル、3 犯罪被害者による加害者の認知、4 被害者 - 加害者関係の将来的展望、5 被害者視点を取り入れた教育、6 修復的正義

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 重大犯罪が起こった時、犯人に極刑を望む、犯人を一生刑務所に閉じ込めたいという被害者の声がメディアに載る。世論、メディア論調、政治家の言説もその線上に乗って展開されるのが常道になっている。この刑罰的大衆主義 (penal populism) は厳罰を志向するが、それで非常事態を解決するとは思われず、問題を却って深刻化するだけに終わるだろう。でも人々は一般に厳罰を好む。その辺は被害者感情の厳しさとは区別して考えるべきである。

(2) 現行の刑事司法システムでは基本的に犯罪被害者と加害者は分離・遮断されており、仮に被害者が裁判に参加しても「見れども見えず」、「聞けども聞こえず」、「知れども知られず」の状態にある。被告人である加害者も法廷の雰囲気によって被害者の発言を的確に捉えることなく法廷時間は経過する。法廷は相手の人間性を知らずとする有効適切な機会として機能するよりも、非難、詰問、反論、茫然自失、見せかけの反省の場として機能すると思われるが、人は法廷に過剰期待する。

(3) 悪行は、現行刑事司法制度では、刑法という国家秩序の法体系の侵犯、「つまり犯罪」、「そこで刑罰」と連鎖的に対処され、被害者-犯罪者関係の破壊とはみなされないのが通常である。今回の我々研究チームは関係論に立ち、人と人との関係が壊されたと思われ、被害者は加害者によって支配され無力化されたと考える。被害者の回復は（加害者の回復をも視野に入れながら）支配-被支配の関係から脱して、活力ある、共感性の豊かな自分を再発見することにある。

## 2. 研究の目的

本研究は、犯罪被害者と加害者双方が報復、不信感、恐怖、嫌悪、忌避、虚脱の深淵、悲哀の沈殿、自棄、破滅感（以下、否定的感情と言う）から脱し、否定的感情に対抗してプラスの意識に転じ、徐々にではあっても建設的な関係秩序を創る道を探求することを目的とする。建設的な関係秩序とは被害者加害者の双方が相手を人間として理解し（怪物視しないことを意味する）、人間として認め（相互に相手を人格的に侮辱しないことを意味する）、相互に責任を負い（被害者が加害者に責任を負わせるだけに終わらず、被害者もある種の責任を負う）、償いを果たし、活力を取り戻せる（エンパワーする）関係をいう。端的に言えば修復的正義の関係である。この関係の新たな構築は犯罪被害者と加害者を含む関係当事者が対面対話を交換すること（その過程には解釈、意味づけ、確認し合い、

自己環境の再構成がある）で達成されるが、具体的には家族集会協議、被害者インパクトパネル（当該被害者加害者の直接対面対話ではなく、一般的被害者と加害者が対話、講話するプログラム。修復的司法の応用変化型の一つ。以下VIPという）修復的調停などの修復的アプローチによってである。今回の研究ではVIPを中心に分析する。

## 3. 研究の方法

研究目的に沿って以下の方法で実証的データを収集する。

(1) 国内外の現地聴取による調査。国内は、東京家庭裁判所、法務省矯正局、管下の刑務所、少年院を訪問し、VIPの現状と課題について聞き取り調査を行う。海外は合衆国、ワシントン州の「飲酒運転を阻止する母の会（MADD）」、ニュージーランドの「モミの木計画（STP）」を現地調査する。

(2) 法務省矯正局が提唱している「被害者視点を取り入れた教育（以下視点教育と言う）」をNPO法人「被害者加害者対話の会運営センター（以下、対話の会）」が対面対話方式の観点から新たにプログラム化して少年院に赴いて実施しているのを、当事者から実施状況を聞き取り調査する。

(3) 犯罪被害者に対する面接聞き取り調査。矯正施設に出向いて講話活動などを行っている人を対象に調査票に基づいて聴取する。調査票は講話活動の実態と意識、自分の相手の加害者に対する認知、被害者-加害者関係の将来展望を聞く部分から成る。については「1 敵である」から始まり「2 5 相手の反省、改悔は本物ではない」に至る2 5の記述を示して、肯定から否定への5段階評定を求めた。については「1 毎年きちんとお花代が相手から送られてくる」から「2 6 相手のことなど何も関係ない」に至る2 6問を示して、「そうありがたい、そうあってほしい」から「そうでありたくない、そうあってほしくない」への5段階評定を求めた。

(4) 「視点教育」の現状と課題について全国の刑務所を対象に質問紙調査を実施する。

(5) 犯罪被害者に対する郵送式質問紙調査。内閣府登録の自助グループ、都道府県の被害者支援センターに調査協力依頼状を発送し、応諾した団体に調査票（前記(3)と同じもの）を郵送した。回答票は各人が投函する方法で回収された。有効回答数は40である。

(6) その他

a) 関東地方更生保護委員会より委員を招い

て被害者意見聴取制度の現状を聴き取る。  
b)地域にあって犯罪後の、被害者 - 加害者関係の建設的發展を念頭に弁護士活動をしているM氏に対する面接聴き取り調査する。

#### 4. 研究成果

修復的正義の真正な実践はカンファレンスやサークルの類であるのに対してVIPは代替的实践である。英米でのVIP(英国ではVOPと称する)は変化型が多くあり、世界各地で行われている。

a)合衆国に本部を置く刑務所協会が組織するSTPは司会進行役を交えて4-10人の被害者と、同数の無関係な受刑者が集まって話し合いの場を設定し、それぞれの持つ否定的感情を克服して、犯罪/被害問題の解決に対する物心両面のヒントを得てエンパワーされる過程である。模擬の手紙を書くことも学習するが、加害者のみでなく被害者も相手に手紙を書くことを練習する。STPは、受刑者側の態度変容、出所後の生活再建だけでなく、被害者側の恐怖感の除去、共感的理解の促進、精神的安定をも目指す。この点は日本の法務省の「視点教育」が専ら受刑者の再犯防止、生活再建を目指しているのと異なる。

b)合衆国のMADDは、一つの活動形態として刑務所に出向き、聴衆としての受刑者に交通事故防止の必要を講演する。小グループでの討議はプログラムに組み込まれておらず、講演直後の短い質疑応答、講演散会後の非公式な質疑は可能のようである。

(1)現在日本の刑務所で行っている「視点教育」プログラムについて質問紙調査を実施し、69庁から有効回答を得た。「視点教育」は一般改善指導、特別改善指導の中で行われ、それぞれM0、M4と名称が付けられていて、私見ではVIPの変化型とみなされるが、そこに外部協力者の範疇で犯罪被害者が招かれるケースは多くなく(外部者全体の3割程度、その理由は近在に被害者を見つけて依頼することが極めて困難なため)、教材として矯正局作成の被害者心情のビデオ、被害者の手記、新聞記事が多く使われている。殆ど多くの刑務所で実施上の困難を感じている(「視点教育」の歴史が浅いから妥当な回答であろう)。それは受刑者の参加の意欲を高められないこと、実績や理解の不足から来る職員側の自信のなさ、被害者の実態が分からないことなどに起因するようである。注目されるのはプログラム実施の結果、受刑者の心情の不安定がもたらされると指摘する刑務所が20%程あることである。このようにして我々が仮に「視点教育」をVIPと枠づけてもかなり薄められたVIPと言える。

(2)少年院における「視点教育」は期間を区

切ることなく、入院から仮退院までの全期間を通じて行われるから、刑務所のようなM0、M4の区別はない。

(3)MADD方式は「視点教育」に若干組み込まれているが、STP方式は組み込まれていない。また東京家裁では「被害を考える教室」プログラムを実施しているが、将来の充実に期待し、今は暫定的VIPと考えれば肯定的に理解できる。

(4)NPO法人「対話の会」は1クール6回、1回1時間半のプログラムを作成、少年院の長期生10~10数名を対象にしてグループワークを実施する。3ヶ月に1回のペースで実施するので、1クール終わるのに1年半掛かる。プログラムは前半と後半に分かれており、前半では、トラブル乃至非行で被害が生じた後、片や被害者少年とその家族、片や加害者少年とその家族が直接会って忌憚なく話し合い、まずくなった関係を解消して健全な関係を築き直し再出発するという対話の会方式の存在を知り、実情を学ぶ。

後半では少年たちを被害者少年役、加害者少年役に割り振ってロールプレーをしてもらい、被害者、加害者の気持ちを代理体験させ、問題解決の技法を身につける。それらにより、会の存在とその社会的意義を知る(広報効果)と同時に、暴力によらず対話と説得によって困難を解決する態度と技法を学ぶ(教育効果)のである。

(5)施設に赴いて講話活動、グループワークをする被害者・遺族に会い聴き取り調査を行った。その目的意識、思いは様々であり、ステレオタイプな、平均値的な被害者像を我々が捨てることを迫るのである。

頻回少年院を訪問している遺族A氏は少年院生に共感的に接するようになり、将来のキャリア相談にも乗っている。

頻回訪問の別の被害者B氏は、少年は熱心に聞いており、自分の息子と同年代であるためか「がんばってね」という気持ちになる。一方、刑務所の収容者には変化が期待できないという印象を持ったため1回行ったのみ。講話は自分の気持ちを整理するよい機会ともなり、自分の回復につながっていると思うと言う。

また、別の被害者遺族C氏は少年院に行くようになった契機は警察署で講演したことであった。一方的講演でなく対話が救いになるので院生たちとの対話の機会が増えることを望む。自分と院生たちとの「予定調和の関係」と、自分と息子を台無しにした加害者少年との「実の関係」とは大きく乖離していると言う。この乖離はC本人に大きなストレスになるか、講話活動を重ねていくことで実

の関係が予定調和の関係に接近してやがて救いの道が開かれるのか、予測しにくい。

次の被害者遺族D氏は院生が被害者の思いを知らずに出院し、いわゆる更生していくのに耐えられず、院生に被害者遺族の気持ちを生々しく解ってもらうため、それに加えて少年院をよく知るために講話をし始めたと言う。退院後何年かすると共犯少年たちの所在が解らなくなってしまった現実に疑問を持ち、何らかの関係持続のための公的機関の必要性を訴える。少年たち(当時)への認知、将来的にこうありたいという関係について我々の質問紙に丁寧に回答している。答えは複雑で簡単には整理できないが、敵視し、不信感を持ち、仇討ちしたいと答える一方で、墓参、謝罪の手紙、生活状況を知らせる手紙を望み、関係を切ることを欲していない。相手少年の主張も聞きたいと思っているが、相手も人間だと認めることを拒否する。D氏は少年院と刑務所との両方で講話活動をしているが、「聞いている少年院生は許せるかもしれない」と答えている。この言は許しの萌芽であろうか。当局は、少年院は少年の更生のための場所と割り切らず、被害者のエンパワーの場所でもあるという認識を持つべきである。「視点教育」をSTPのように複眼的に考えて、つまり加害者被害者双方のためのプログラムに構成し直して予算化するべきであると思われる。これは相当な意識変化を「お役所」に求めることになる。

さらにE氏は被害者等支援と加害者処遇が完全に分断された中では、被害者や遺族の思いが十分に加害者の立ち直りに生かされることが難しくなると言う。ある場面では、被害者等と加害者に関わる制度の融合が必要であると考え、被害者や遺族の回復を支援し、同時に加害者をも社会に再統合することで、社会の人材はより豊かになり、犯罪が生じにくい社会を作ることできると考えられると述べる。

厳罰社会は分断社会であり、そのなかにおいて「視点教育」が、衣食住を官給されて安閑と生活している受刑者を絞上げるためのプログラムであるべきだという保守的渦に対抗して苦闘しているのが現下の図式であろう。苦闘する「視点教育」の拡大発展を目指すとするれば、その方向は複数考えられようが、一つは被害者の福利とケアも刑務所の仕事のうちとするという制度改革、意識改革である。それは空想的か。しかしたとえば、ある国のVIPでは犯人未検挙の被害者も参加が歓迎されており、その場合、参加の結果、未検挙ゆえの不安、恐怖は相当に軽減されたと言われる。

(6)回収された調査票を分析した(N=40)、少年院に行っている人は24人、刑務所に出向

している人は17人であった。

a)講話の目的は、再犯の防止、新たな被害者を作らないことであり、加害者の健全な社会復帰や改善更生にまで思いが及ばないことがあるかもしれない。講話の内容は自身の心境、心境の変化には当然触れるにしても、各自の被害者について深く考えることをも話題にして話す。「深く考えよ」と言われても彼ら受刑者院生に手がかりがあるようには思われないがどうであろうか。話した内容について別の日、別の時間に刑務所の職員がフォローする必要があるのではないか。熱心に聞いているという印象の%について院生は75%、受刑者は35%であった。講話活動を続ける%は、少年院において80%、刑務所において59%であった。刑務所の「続ける」%が低いのは、受刑者の「熱心に聞く」%が低いことと連動している。講話活動を継続する理由は、被害者をさらに増やさないという社会的意義を自覚するからだが、他方、被害者遺族としては肉親の死を無駄にしたいくないという個人的、心理的事情も厳然としてある。講話活動が被害者の回復過程を促進するという仮説は当面立証できなかった。

b)被害者の加害者に対する認知の評定結果では、概して否定的感情が非常に強いことが解る。「自分の苦しみ以上に相手が苦しむ」、「敵である」、「許せない」、「相手が事件と正面から向き合っているとは思えない」、「相手を信頼してなんぞいない」、「相手を同情してなんぞいない」などは顕著である。

c)関係の将来展望では、上記否定的感情が強いので、死刑までを強く望んではいないものの、事故や病気で死ぬことを期待し、仇を討ちたいと望む。それにも拘わらず「一生関係を持たないで行く」、「何があっても拒絶する」、「相手が死刑になる」、「一生、少年院、刑務所から出さない」、「音信不通のままずっと過ごす」、「生涯顔を会わせない」などへの全面肯定に対しては迷いの気持ちが伺われ、お花代、謝罪、生活状況、墓参を通してのコミュニケーションを半分は許容するかのようである。相手と共同して少年院で講演をする、いつか一緒に社会奉仕をする、いつか相手と会い穏やかに別れる、仲介者を通じて関係改善をするなどの項目には、「反対」または「あり得ない」と反応するのが圧倒的であるが、前記D氏は例外的であろうか、これらの項目に反対一辺倒ではなかった。

総じて、活動の目的・動機は、さらに被害者を出さないよう有意義な活動をしたい、自分の心の整理をしたい(結果としてそれが救いや回復につながる)、少年院生に被害者の思いを知ってもらい、少年の自立の相談・援助をしたい、など種々である。施設当局が持つ再犯防止の問題意識と被害者の持つ「さらに被害者を出さない」という願いには微妙な

ずれがある。また彼らは事件による直接の被害の他、時に刑事司法諸機関の不適切な対応により被害(二次被害)を受け、それが悪感情として蓄積されていることを無視してはならず、講話活動をしている被害者にもそういうケースがある。このような悪感情を話すことが受刑者や院生の共感を呼ぶなら、犯罪被害者と加害者との隙間を埋めることに繋がるかもしれない。犯罪被害者のこのような悪感情に対処し、精神的救いをもたらす社会的セーフティネットは制度的に整備されていないから社会的に引きこもり、地域との繋がりを失うケースがある。

(7) 地方都市に開業する弁護士で、地域社会で検挙された加害者少年に対する付添人活動をし、同時にその事件の被害者との金銭的、精神的な調停活動をしている人物にインタビュー調査を実施した。留置されている少年との接見の段階において独自の手法で自分の半生を振り返らせる。振り返る中で他者の存在に気づき少年の自尊心が高まることになれば、たとえ被害者に対面し謝罪や弁償をしても空転するだけで無意味だという彼なりの前提がある。加害者を敵として「悪者退治こそ正義」というのなら兎も角(実際そういう弁護士が多い)、被害者も加害者少年も共に地域の人間関係のなかの生活者として捉えようとする複眼的、現場的姿勢が、刑事司法手続の初期段階(留置、接見、送致)にも濃密にあり得ることが明らかになった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### [雑誌論文](計24件)

高橋則夫、修復的司法の観点から見た犯罪被害者に対する対応の在り方、早稲田法学、査読有、85巻1号、2009、pp.307 - 321

高橋則夫、『少年対話会』の意義と限界、早稲田大学社会安全政策研究所紀要、査読有、2号、2009、pp.33 - 47

小長井賀與、犯罪者の立ち直りと地域のパートナーシップ、犯罪社会学研究、査読有、No.34、2009、pp.95 - 113

小長井賀與、加害者の社会への再統合、司法福祉学研究、査読無、第9号、2009、pp.161 - 165

平山真理、刑事弁護人の新しい役割への期待、白鷗大学法科大学院紀要、査読有、3号、2009、pp.240 - 270

櫻村志郎、公共性 - <私的なもの>からのアプローチ、法社会学、査読有、68号、

2008、pp.25 - 38、

辰野文理、更生保護に対する地域社会の理解と協力、罪と罰、査読有 45 巻3号、2008、pp.6 - 12

小長井賀與、非行少年の社会的包摂と多機関連携、警察学論集、査読無、61(5)、2008、pp.49 - 56

小長井賀與、元犯罪者の更生と社会への再統合 - 司法と福祉を繋ぐ視点、立教大学・コミュニティ福祉学部紀要、査読無、2008、pp.29 - 42

細井洋子、内閣府「犯罪被害者等に関する国民意識調査」考察・分析、内閣府資料、2007、pp.1 - 250

小長井賀與、児童虐待と修復的实践、犯罪と非行、日立みらい財団、査読有 154号、2007、pp.122 - 140

小長井賀與、犯罪者の社会的包摂と諸機関連携、罪と罰、日本刑事政策研究会、査読有、44巻2号、2007、pp.6 - 15

平山真理、修復的司法には何ができるのか - 犯罪被害者の多様な感情とニーズを理解する - 、法学セミナー、日本評論社、査読有、2008-1月号、2007、pp.4 - 5

#### [学会発表](計4件)

平山真理、刑事弁護人による被害者対応とアメリカのDIVOプログラム、日本司法福祉学会第10回大会、2009年8月9日、立正大学大崎キャンパス(東京)

辰野文理、被害者学における実証的研究、日本被害者学会第20回大会シンポジウム、2009年6月13日、慶應義塾大学(東京都)

小長井賀與、司法への被害者参加 実務の現状から、被害者学のパースペクティブ、日本被害者学会20回大会シンポジウム、2009年6月13日、慶應義塾大学(東京都)

#### [図書](計14件)

西村春夫、日本子どもを守る会、子ども白書2009、映画『BOYA』から見る犯罪者の社会復帰政策 - 英国のケース、2009、pp.154 - 155

宮澤節生、現代人文社、日本犯罪社会学会(編)日本のポピュリズム刑事政策は後退するか(討論者として) - 「グローバル化する厳罰化とポピュリズム」、2009、pp.17

細井洋子、鴨志田康弘、北村英哉、加藤司、松井豊、安藤清志、大島尚、犯罪被害者支援の根本を問う - 自助・共助・公助の均衡パラダイム、「現代人のこころの

ゆくえ 2 . ヒューマン・インタラクションの諸相」, 東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター、2008、pp.5-43

藤岡淳子、岩崎学術出版、(編著)関係性における暴力、2008、pp.2-13、62-74、76-80、120-130

西村春夫、宮澤節生、菊田幸一、日本評論社、序論：犯罪の社会構築主義的理解、刑事人民主義思想、現代版国家鎮護、全刑事司法システムの現代的構想、被害者支援、-「社会のなかの刑事司法と犯罪者」、2007、pp.3-22、49-67、176

櫻村志郎、法律文化社、規範と交渉 - 「水平的秩序 1」編著(法動態学叢書)、2007、pp. -XV、1-53

櫻村志郎、法律文化社、規整と自立 - 「水平的秩序 3」編著(法動態学叢書)、2007、pp. -XV

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

西村 春夫 (NISHIMURA HARUO)  
東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員  
研究者番号：60228228

### (2)研究分担者

細井 洋子 (HOSOI YOKO)  
東洋大学・社会学部・教授  
研究者番号：80073633  
鴨志田 康弘 (KAMOSHIDA YASUHIRO)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員  
研究者番号：60408979

### (3)連携研究者

富田 信穂 (TOMITA NOBUHO)  
常盤大学・人間科学部・教授  
研究者番号：60105062  
藤岡 淳子 (FUJIOKA JUNKO)  
大阪大学・人間科学部・教授  
研究者番号：10346223  
高橋 則夫 (TAKAHASHI NORIO)  
早稲田大学・法学部・教授  
研究者番号：50171509  
辰野 文理 (TATUO BUNRI)  
国土館大学・法学部・教授  
研究者番号：60285749  
宮澤 節夫 (MIYAZAWA SETSUO)  
青山学院大学大学院・法務研究科・教授  
研究者番号：6001830  
櫻村 志郎 (KASHIMURA SHIRO)  
神戸大学大学院・法学研究科・教授  
研究者番号：40114433  
前野 育三 (MAENO IKUZO)  
大阪経済法科大学・法学部・教授  
研究者番号：60079639  
山本 英政 (YAMAMOTO HIDEMASA)  
獨協大学・法学部・教授  
研究者番号：40200836  
小柳 武 (KOYANAGI TAKESHI)  
常盤大学大学院・被害者学研究科・客員教授  
研究者番号：90576216  
小長井 賀與 (KONAGAI KAYO)  
立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授  
研究者番号：50440194  
平山 真理 (HIRAYAMA MARI)  
白鷗大学・法学部・専任講師  
研究者番号：20406234